

本庄市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）スポーツの振興に関すること。
- （3）高齢者・介護予防に関すること。
- （4）子ども・青少年の育成に関すること。
- （5）その他、市民サービスの向上と地域活性化に関すること。

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月3日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市
本庄市長

乙 埼玉県熊谷市本町2-9-3 明治安田生命熊谷ビル
明治安田生命保険相互会社 熊谷支社
熊谷支社長